

○国立大学法人埼玉大学創立 80 周年記念事業募金規程

〔令和 7 年 3 月 13 日〕
6 規則第 41 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人埼玉大学基金規則 4 条第 3 項の規定に基づき、埼玉大学基金に特定基金として置く国立大学法人埼玉大学創立 80 周年記念事業募金（以下「80 周年記念事業募金」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 80 周年記念事業募金は、埼玉大学の創立 80 周年記念事業を推進することを目的とする。

（事業）

第 3 条 80 周年記念事業募金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業に充てるものとする。

- （1）機能強化に向けたイノベーション・コモンズ整備事業
- （2）学生支援事業
- （3）創立 80 周年記念プロジェクト事業

（補則）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、80 周年記念事業募金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。